

平成28年8月9日

第75回 神戸市個人情報保護審議会

住宅新築資金等貸付金償還事務に係る  
システムの再構築について

(住宅都市局)

神住住政第981号  
平成28年8月9日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜進



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

### 記

住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当 住宅都市局住宅部住宅政策課

住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【住宅貸付システムにおいて扱う情報】

住宅新築資金等貸付制度の貸付を受けた制度利用者に係る下記情報

◎【貸付者に関する情報】

- ・管理番号
- ・氏名【漢字、カナ】(貸付者・保証人)
- ・郵便番号
- ・住所(貸付者・保証人)
- ・生年月日(貸付者・保証人)
- ・電話番号
- ・交渉記録
- ・調査記録

◎【貸付金について】

- ・貸付契約年月日
- ・年利率
- ・償還年月日
- ・償還回数
- ・貸付金額
- ・残債務額
- ・口座に関する情報(銀行・支店・種別・口座番号・口座名義)

## 住宅新築資金等貸付金償還事務に係るシステムの再構築について

### 1 事業の内容

#### (1) 制度概要

昭和 42 年度より開始された住宅新築資金等貸付金制度では、住宅地区改良事業等の面的整備事業の円滑な実施を図るため、事業により宅地の取得や住宅の新築が必要となる者を対象として、宅地資金、新築資金等の貸付を行った。平成 13 年度末を以て貸付は終了し、現在は償還事務のみを行っており、H34 年度に正常債権の返還業務が終了、以降は全て滞納債権の回収を行う。

#### (2) システムによるデータ処理について

当制度に係る各債務者の基本情報、償還状況、収入データ等は、Microsoft Office Access により構築された住宅資金貸付償還システム及び新築資金貸付台帳システムにて管理している。

##### ①住宅資金貸付償還システム：償還金収入管理機能

収入管理（調定管理、収納管理（【口座振替データ・収納データ等】の送受信および納付書による入金データの手入力による消し込み。滞納分は過年度調定をたてる。））を行う。

##### ②新築資金貸付台帳システム：滞納情報管理機能

住宅資金貸付償還システムと連携しながら、交渉記録等や収入履歴を手入力により随時追加することで滞納情報の管理を行う。

#### (3) ホストコンピュータ廃止等に伴うシステムの再構築

現行の住宅資金貸付償還システムは、システム収納専用 PC1 台において操作・閲覧可能であり、新築資金貸付台帳システムは、システム収納専用 PC 1 台および他 4 台の専用 PC において操作・閲覧が可能となっている。

償還事務に係る金融機関との収入データのやり取りは、住宅資金貸付償還システムでホストコンピュータを介して行っているが、ホストコンピュータが平成 28 年度末に廃止されるため、財務会計システム（情報系 NW）を介して金融機関と収入データの送受信を行なうことになる。

また、今年度末に専用 PC のリース契約が終了するが、当事業は規模が縮小しており今後も縮小していくことから、新たな専用 PC は調達せず、課内共有 NAS 内にシステムを収納し、統合管理 PC 5 台で操作・閲覧するシステムとして、さらに、2 つのシステムを統合し、一つのシステム（以下統合後のシステムを「住宅貸付システム」という）として再構築を行なう。

システムの再構築に伴い、納付書、訪問による入金であった、滞納分（過年度調定）も口座振替により入金が可能となるよう改修をおこなう。

### 2 効果

(1) 償還金収入管理機能が 5 台のパソコンで対応できるようになるため、債務者からの問い合わせや完済証明書、納付書発行等に対してもより迅速な対応ができる。また、増加

する過年度調定のデータ処理にも迅速かつ確な対応ができる。

- (2) 統合管理 PC のみで事務処理することで USB でデータをやりとりする等の非効率な事務処理を省略し、迅速かつ簡便な債権管理事務を行うことができる。
- (3) 個別専用パソコンにかかる費用を削減することが出来る。

### 3 データ処理件数

利用者総計 3,485 件

うち残債務件数 281 件 (28 年度現在)

### 4 住宅貸付システム改修スケジュール

- H28 年 8 月 9 日 : 個人情報保護審議会への諮問
- H28 年 ~10 月 : 住宅貸付システム製造・テスト
- H28 年 11 月 : 住宅貸付システム動作検証・修正 (収入ファイル送受信テスト)
- H28 年 12 月 : 運用開始

### 5 個人情報の保護

「神戸市情報セキュリティポリシー」、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

#### (1) システム上の保護

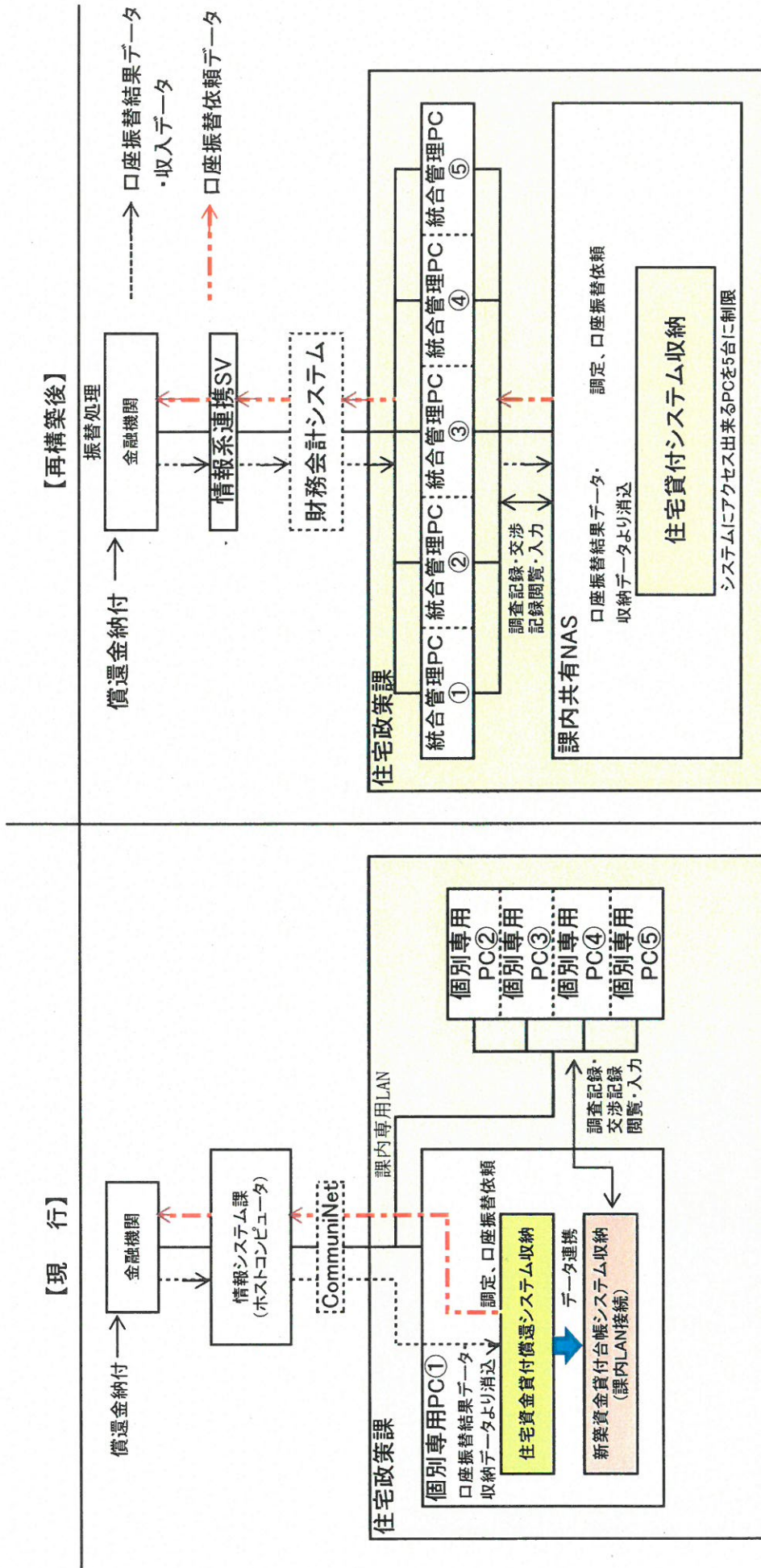
- ア) 統合管理 PC を使用することにより、端末機の操作にあたっては IC カードと ID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を担当職員に限定する。
- イ) 住宅貸付システムを NAS において保管・管理するにあたり、住宅貸付システムにアクセスできる端末を担当職員の端末機のみ限定するよう制限をかける。
- ウ) 住宅貸付システムにパスワードを設けて担当者のみが操作できるようアクセス制限をかける。
- エ) ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にウイルス定義の更新を行なう。
- オ) NAS に保存したシステムデータベースのバックアップについては、2 つのハードディスク (NAS 2 台) に同じデータを書き込むミラーリングを行う。

#### (2) 運用上の保護

- ア) 各種パスワードは、神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的に変更する。
- イ) NAS に保存されたデータの滅失及び毀損を防止するため、NAS 本体は施錠されたキャビネットに保管した上で防犯コードをつなぎ盗難防止対策を実施する。
- ウ) 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。



図1 データ送受信のための連携機能再構築に伴う住宅貸付システムの対応(案)



- ・個別システムPC①にシステムを格納し、同PCからホストコンピュータに送受信
- ・住宅資金貸付償還システムは個別専用PC①でのみ閲覧・操作が可能
- ・課内専用LANによって個別専用PC②～④では新築資金貸付台帳のみ閲覧・操作が可能

- ・課内共有NAS内専用フォルダにシステムを格納し、統合管理PCから口座振替データ送受信